

第1部 FCJについて		
No.	ご質問	ご回答
1	PFAS定義が提案よりも厳しくなることについて、もともとはPVFは除外されるという認識でしたが、RAC、SEAC案によるとPVFも規制対象になるということでしょうか？	「完全にフッ素化されたメチル(-CF3)またはメチレン(-CF2-)炭素原子を含むフッ素化物質」というPFASの定義は、背景文書でもSEAC案でも変わりありません。PVF(ポリビニルフルオライド)の繰返し単位は-CH2-CHF-で、該当する完全フッ素化炭素は含まれません。よってPVFは現行案では上記のPFAS定義に該当しないため規制対象外となります。「PFAS定義が厳しくなる」と言われているのは、恐らくPFAS定義内の除外についてのことかと思われます。背景文書ではPFAS定義に該当する場合でも、特定の構造を有する化合物については完全分解性であるため除外されるとしています。しかしSEAC案ではこの除外についての根拠が不十分であるため正当化されないと指摘しています。
2	自動車を製造する企業はEU圏内での製造がかなり制約を受けて性能の低下も予想されますが、自動車製造メーカーはパブコメに消極的なのは何故でしょうか。	FCJとしてご質問への明確な回答はできませんが、自動車用途(輸送セクター)において、パブコメ提出いただくことは、今後の規制内容に影響を与え得るため重要であると考えられます。

第2部-1 欧州REACH PFAS制限のSEAC案 規制概要についての質問		
No.	ご質問	ご回答
1	シーリング用途について制限提案、SEAC意見が提示されないままパブコメが行われますが、今後、どのような手順で個別用途の制限内容・猶予期間が決められていくのでしょうか。	SEAC意見案において、シーリング用途を含む追加8セクターについては、Annex XV報告書(ver. 2)の改訂段階で2025年8月(ver. 14)に追加されたため、SEACとして詳細なセクター別評価を実施していないと整理されています。そのため、評価が行われるまでという期限付きの適用除外については意見されておりますが、評価・規制化の具体的なプロセスは提示されておらず、意思決定者(欧州委員会)の判断次第と考えています。パブコメにて、例えば、プロセスの不確実性が社会経済性(例:投資抑制、代替品/技術開発の遅れ、など)に影響することを示せば、プロセスの明確化を求める建設的な意見になりうると考えられます。
2	6q 機械 アプリケーション で工業 使用するものについてのSEAC案の解説をお願いします。	SEAC意見案において、機械用途を含む追加8セクターについては、Annex XV報告書(ver. 2)の改訂段階で2025年8月(ver. 14)に追加されたため、SEACとして詳細なセクター別評価を実施していないと整理されています。そのため、評価が行われるまでという期限付きの適用除外については意見されておりますが、評価・規制化の具体的なプロセスは提示されておらず、意思決定者(欧州委員会)の判断次第と考えています。
3	お世話になります。ウェビナーで欧州の規制について拝見しました。半導体用途でも13.5年の猶予期間で規制が始まるようですが、エッセンシャルユースという考え方もあったと思います。代替が非常に難しい場合でも、有期限で規制がなされると考えてよいのでしょうか？	2020年に欧州委員会より発表された持続可能な化学物質戦略(CSS)では、PFASについて「エッセンシャルユースを除き段階的に廃止する」という方向性が示されていました。しかし、その後のPFAS包括制限はエッセンシャルユースが議論されたREACH本体改正とは別に、既存REACHの制限手続として進められたため、現在のPFAS制限案ではエッセンシャルユースは直接的法的判定基準としては用いられていません。今回のSEAC意見案では、半導体用途について、RO2(使用期限付きの規制オプション)が提案されていることを前提に社会経済的評価が行われ、一定の正当性を認めています。一方で、RO3(管理措置を条件とした継続使用)についても正当化されうると意見されています。ただし、RO3には管理措置コストの定量や管理の実効性に課題があるとしており、明確な結論には至っていないと捉えています。
4	①#1.31 RO3に基づくリスク管理措置のコストおよび実現可能性の項目につきまして、特定セクターのみの回答となっております。こちらは電子機器セクター(サブユース:低中温域ケーブル)での回答はできないという認識でよろしかったでしょうか。または、特定セクターでなくても記載自体は可能であるため、情報提供のために記載した方がよろしいのでしょうか。 ②SEAC意見書草案第8項:管理計画および追加条件(3.4.3.2.6.2/3.4.3.2.6.3)につきましてRACの意見として"PFAS排出量における敷地内のモニタリング"との記載がございます。こちらについて、環境中(大気、土壌、水など)に排出されるPFASの量を監視し記録するという認識でよろしかったでしょうか。また、上記認識が正しい場合、具体的なモニタリングの方法がどのようなものになるかご教示頂けますと幸いです。	①#1.31の設問については、RO3が評価されている特定セクターのみ回答が可能です。よって#1.18で該当セクターが選択されない場合、#1.31への回答はできないと思われれます。対象となる電子機器セクターでご確認ください。もし回答できない場合は、General Surveyの#2.23 Regulatory risk management options other than restriction に意見を記載することが適切と考えます。 低中温用途のケーブルについては正当化されない可能性も意見されていますので、コメントで重要性を示すことは有効と思います。 ②モニタリングの具体的な方法や標準化された方法は示されていません。追加措置に関して、適切なガイドラインの策定によって実施可能性への懸念が低減するとSEACは意見していますが、現段階ではそういったものも確認できていません。そのため、SEACもモニタリングや管理計画に伴う具体的な実務内容やコストについては評価できない状況にあると整理しています。

第2部-2 Fガス関連のSEAC案についての質問		
※	今回ご質問はありませんでした。	

第2部-3 欧州PFAS制限案の2回目のパブコメへの準備についての質問		
No.	ご質問	ご回答
1	情報のご提供ありがとうございます。 ・General surveyでシーリング(防水パッキン)の訴求を考えております。 質問項目ですべてを埋める必要がありますでしょうか？(空欄があっても良いか)	一般調査(General survey)では、回答者情報に関する質問(質問項目2.0~2.5、2.7、2.8、2.10、2.11、2.13~2.16)以外に、質問項目2.17、2.18は必須となっておりますが、それ以外の質問については、すべてを埋める必要はありません。General surveyでは、ECHAでは「回答可能な項目のみ記入すればよい」としており、該当しない項目やデータがない項目は空欄で問題ありません。シーリング用途についても、訴求したいポイントに関係する項目を中心に記載いただければ十分です。
2	セミナーを開催いただきありがとうございます。弊社はエレクトロニクス分野の上流に位置します。パブコメにおいてPFASの代替品が技術的に使用できないことのみ(セクター別調査の質問項目1.17~1.22)をコメントし、残りの質問はコメントしないというようなことは可能なのでしょうか？また、それは意味のあることでしょうか？パブコメの検討の材料にしたい、よろしく願います。	セクター別調査(Sector-specific survey)では、回答者情報に関する質問(質問項目1.0~1.5、1.7、1.8、1.10、1.11、1.13~1.16)、1.17~1.20は、必須回答となっておりますが、それ以外の質問項目は、必須ではないため、全項目を埋める必要はありません。代替不可の技術的根拠はSEACにとって非常に重要で、提出する意味があります。可能であれば、影響や代替品開発に必要な期間などを簡潔に補足すると、より効果的です。
3	6q 機械 アプリケーション で工業 使用するものについてのパブコメ準備の視点について教えてください。	6q(工業用機械アプリケーション)のパブコメでは、代替不可の技術的根拠、安全性への影響、サプライチェーン影響、移行期間、排出量の少なさの5点を中心に整理することが重要です。また、無理に代替品に置き換えた場合に生じる手間やコスト(メンテナンス頻度の上昇、廃棄コストの増加など)についてコメントを行うことも効果的です。推算値でも問題ありません。工業用途はPFASの代替が難しいケースが多く、これらの情報はSEACの判断に大きく影響するため、十分に意味のあるパブコメとなります。

4	弊社はEU圏内で半導体製造工程の前処理に使用するフィルタ膜をPTFEで製造して販売をしています。前処理液のゴミ、金属片を除去しなければ電子機器、通信機器の故障が発生します。電子機器、通信機器に使用される部品の供給が不足すると社会的な影響は大きく考えますがセミナーで説明いただきました細かいデータは電子機器、通信機器を製造・販売する企業しか算出できないと考えていますのでデータを示したパブコメではなく社会的影響に対するパブコメになると考えていますが、それでよろしいでしょうか。	はい、問題ありません。 半導体前処理用 PTFE フィルタ膜のような上流用途では、最終製品メーカーでなければ算出できない詳細データが多いため、御社が把握できる範囲で「代替不可の技術的理由」と「供給停止による社会的影響」を中心に記載いただく形で十分に意味のあるパブコメとなります。 また、電子機器、通信機器を製造・販売されている川下企業からの具体的・定量的な情報も非常に貴重な情報となりますので、(顧客との関係性にも依るかと思いますが)顧客へのパブコメ提出の働きかけも実施されるとなお効果的と思います。
5	ウェビナーでも概略は説明いただいたが、具体的なパブコメの記入例(模範解答)のようなものを例として提示いただけると、よりわかり易く助かります。 FCJがFガスで提出予定のパブコメ案の詳細など	具体的なパブコメの回答については、FCJが提出予定の案には会員企業の機密情報が含まれる可能性があるため、ウェビナー資料掲載の概略のみとさせていただきます。

その他

No.	ご質問	ご回答
1	日本からEUに成型品を輸出しています。 成型品の製造工程で、金型離型剤としてPFASを使用(金型に噴霧)していて、成型品の表面にはPFASが微量ながら残ります。 このケースでは、制限条件の第2項(25ppb)を遵守すれば成型品をEUに輸出できるのでしょうか。	仮に制限案がこのまま採択され、移行期間を経て発効に至った後は、制限案第2項の製品(article)に含まれるPFASの上限としてPFAS濃度の管理が必要になります。 上限値は、高分子PFAS以外の場合の一つのPFAS物質に対して25ppb以下、高分子PFASの場合は総PFASとして50ppm以下が提案されており、金型離型剤の種類にもよるとの認識です。ただし、最終的には法文確定版、分析法、執行当局解釈に依存します。
2	Technical Textilesは今回評価されませんが、パブコメは提出しようと考えています。 ECHAの最終報告でも評価されないでしょうか?その場合、欧州委員会の採決後に評価を再開するような流れになりそうですか?	Technical Textilesは今回のECHA最終報告の評価対象外ですが、パブリックコメントご提出は将来的な評価再開や管理措置拡充の可能性に影響を与え得るため有益です。ECHAは2026年内に欧州委員会へ最終意見書を提出予定であり、これは14セクターが中心と考えられます。通常は欧州委員会がECHAから提出された最終意見を元に法文を作成し採決後、欧州議会での審議に移ります。欧州委員会での採決後に評価が再開される可能性がないとは言えませんが、やはりSEAC意見草案のパブコメ段階で意見書を提出しておくことが有益と考えられます。